

1 法によるいじめの正確な認知について

認知においては、「被害児童生徒の主観を尊重」することが大切です。

いじめについては、法のいじめの定義に基づき、被害児童生徒の主観が尊重されなければなりません。学校においては、法のいじめの定義にはない要素で判断するなど、限定解釈していないか、日頃から検証に努め、いじめの正確な認知を行うようにしています。

2 いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義

児童生徒に対して、

- ①当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、
 ②当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

3 いじめの定義を「限定的に解釈」し、いじめの正確な認知が行われていない事例

総務省によると、法の定義にはない要素（「継続性」、「集団性」、「一方的」、「悪質性」、「緊急性」）を判断基準として「いじめではない」と考え、いじめとして認知しなかった（認知漏れと考えられる）事例があります。

(1) 「継続性」の視点から認知されなかった事例

	概要	認知しなかった理由
例1	被害児童が数人から下着を下げられてひどく傷ついたことを教育相談担当が把握した。	単発的 であり、既に解決済みであったため。
例2	学級内で被害生徒の服を投げ合い、被害生徒が泣いているところを教科担任が発見した。	被害・加害生徒双方から聴き取り、 一過性 の嫌がらせと判断したため。
例3	被害生徒の上靴が、トイレの手洗いの下に画鋲と共に置かれているのを教員が発見した。	現段階では、 単発 に起こった事案であるとしたため。

(2) 「一方的」などの力関係の差の視点から認知されなかった事例

	概要	認知しなかった理由
例1	加害児童が被害児童の顔面を殴るなどしているところを教員が発見した。	発生のきっかけが、被害児童が持ち物を盗まれたと 加害児童を疑ったこと や 一方的に暴力を受けたのではないこと 等から、けんかと判断したため。

(3) 「悪質性」や「緊急性」の視点から認知されなかった事例

	概要	認知しなかった理由
例1	小学生の頃からお互い言っていたあだ名で呼ばれたことが嫌で泣いていたことを、いじめのアンケートから担任が把握した。	あだ名で呼んだ生徒に相手が嫌なことは言わないことを約束させた上で、 深刻な事案ではなかった と判断したため。
例2	インターネット上で誹謗中傷を行うとともに、被害生徒に対する卑わいな書き込みを拡散させたことを部活動の顧問が把握した。	事案が 悪質かつ緊急の対応が必要 と判断し、いじめではなく 犯罪として対処 したため。

(4) その他の事例

- アンケートで把握した時点で、既にいじめの行為が止んでいた。
- 机に落書きされる等の嫌がらせを受けているとの訴えがあったが、加害者を特定できなかった。
- 部活動内における先輩が後輩に対する指導目的の言動であった。
- 教員が関係生徒を指導し、守りを継続することで解決できると判断した。
- 加害児童に悪意がなく、加害児童の保護者からの理解が得られなかった。

4 いじめの積極的な認知について

いじめの「認知」と「対応」を分けて考えることが大切です。

これまでも、児童生徒の苦痛の発見が遅れたり、見逃されたりするケースが見られ、深刻な事態へと発展した事案もありましたので、学校においては、**些細な兆候などをいじめとして積極的に認知**することで、児童生徒が抱える苦痛を見逃すことなく、迅速に対応するように努めております。

児童生徒への対応は、児童生徒の苦痛を具体的に把握し、解決に向けて適切な指導や支援を行うように努めております。

5 積極的な認知と対応の事例

(1) 事例1

概要	学校の対応
小学校において、11月に行ったアンケートで、「嫌な思いをしたことがある」と回答した児童と面談を行ったところ、「夏休み前に、同じ学級の児童数名から冷やかされたことがあった。」 「冷やかされたのはその一度きりで、その後は、冷やかされてはいない。」とのことだった。	学級担任が関係児童から話をきいたところ、冷やかしたことを認めたので、当時を振り返り反省を促した。学校は、いじめとして認知した上で、既にいじめの行為が止んでおり、現在被害児童が苦痛を感じていないことを、本人やその保護者から確認できたことから、その後も関係児童の様子を注意深く観察することとした。
【POINT】 ○ 把握した時点で既にいじめが解消していた（解消に向かっていた）事案や、把握後、速やかに学級担任や部活動の顧問等が関係児童生徒を指導し、見守りを継続することで解決に向かうことができた事案でも、いじめがなかったことにはなりません。	

(2) 事例2

概要	学校の対応
中学校において、文化発表会の準備期間中、男子生徒から、「同じクラス的女子生徒から悪口を言われ、学校に行きたくない。」と学級担任に相談があった。	学級担任が当該の女子生徒から話をきいたところ、「当該の男子生徒が、仕事をさぼって作業が進まず、みんなが困っていたので注意した。」 「少し乱暴な言葉づかいで言ったかもしれない。」とのことだった。再度、当該の男子生徒に確認した結果、事実とのことだった。学校は、いじめとして認知した上で、女子生徒の指導に当たっては、いじめという言葉を使わずに対応するとともに、当該男子生徒にも反省を促した。
【POINT】 ○ 善意から行った行為が意図せずに相手を傷つけた事案や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築けた事案などは、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応も行います。 ○ これらの場合でも、いじめがなかったことにはなりません。	

「法によるいじめ」と「社会通念上のいじめ」を区別することが大切になります
「法によるいじめ」として認知するか否かは、法のいじめの定義に当てはまるか否かで判断するものであり、児童生徒が他者からの言動等によるいじめの事実があり、苦痛を感じそのことをアンケート等で訴えた場合には、どのような行為によるものであっても、いじめとして認知しなければなりません。

※ 「法によるいじめ」・・・いじめ防止対策推進法で定義される「いじめ」のこと。つまり、その行為を受けた者が心身の苦痛を伴い、「嫌だ」と思ったら「いじめ」であるということです。